

別添

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
【 改 正 後 全 文 】 医 政 発 0 2 1 7 第 1 6 号 平 成 2 9 年 2 月 1 7 日 医 政 発 0 3 3 0 第 3 3 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令 和 2 年 1 2 月 2 5 日 <u>最終改正 医 政 発 0 1 1 7 第 1 0 号</u> <u>令 和 6 年 1 月 1 7 日</u> 各 都道府県知事 殿 厚 生労働省医政局長 （公 印 省 略） 地域医療連携推進法人制度について 平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、<u>平成 29</u> 年 4 月 2 日から施行されることとなつ	【 改 正 後 全 文 】 医 政 発 0 2 1 7 第 1 6 号 平 成 2 9 年 2 月 1 7 日 医 政 発 0 3 3 0 第 3 3 号 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 医 政 発 1 2 2 5 第 1 7 号 令 和 2 年 1 2 月 2 5 日 各 都道府県知事 殿 厚 生労働省医政局長 （公 印 省 略） 地域医療連携推進法人制度について 平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）が改正され、地域医療連携推進法人制度について、<u>本</u>年 4 月 2 日（<u>以下「施行日」という。</u>）から施

た。 <u>(削除)</u> さらに、令和5年5月19日に公布された「<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律</u>」(令和5年法律第31号、以下、「<u>令和5年改正法</u>」という。)により法が改正され、制度の一部見直しについて、令和6年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、令和6年1月17日に「<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令</u>」(令和6年厚生労働省令第4号)が公布されたところである。 <u>これらを踏まえた具体的な制度の内容及び運用については、下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</u> 第1 制度趣旨 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。<u>さらに、令和5年改正法により、制度の一部見直しを行った。</u> 当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人<u>又は個人が開設する</u>医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進	行されることとなった。 <u>これに伴い「医療法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第14号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第4号)が公布されたところであるが、制度の内容及び運用については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。</u> <u>(新設)</u> 第1 制度趣旨 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。 当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人<u>の</u>医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定す
--	---

法人として認定する仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人 <u>又は個人</u> も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。 第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について (1) 都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係） ① <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）</u>に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。） 地域医療連携推進法人の社員については、<u>（ア）参加法人等及び（イ）則第39条の2に規定する地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること。</u> <u>（ア）参加法人等については、次の者であって、医療連携推進方針に基づく医療連携推進業務に参加するものであること。</u> ・ 病院等を開設する法人 ・ <u>病院等を開設する個人</u> ・ <u>介護事業、薬局、見守り等の生活支援事業</u>その他の地域包括ケアシステム	る仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。 第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について (1) 都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係） ① <u>病院等</u>に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。） 地域医療連携推進法人の社員については、 ・ 病院等を開設する法人 ・ 介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人 <u>を参加法人（営利を目的とする法人を除く。）とし、加えて、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として則第39条の2で定めるものを社員とすること。</u> <u>「病院等を開設する法人」としては、医療法人、社会福祉法人、公益法人、N</u>
--	---

の構築に資する事業（以下「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人（営利を目的とする事業を営む者を除く。）

・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は、地域医療連携推進法人の非営利性を確保する観点から、株式会社本体と分離した病院等単独の財務諸表の提出を当該法人から受ける等して、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。また、株式会社本体の役員が当該一般社団法人の理事又は監事を務めること等によって当該一般社団法人の運営に関与することは適当でないこと。

なお、株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人等となる一般社団法人に対して、医療連携推進認定をする際には、都道府県医療審議会において、

・ 当該病院等が地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること

・ 当該株式会社が営利を目的に病院等の経営をしていないこと

・ 当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること

について、実態に基づいて慎重に判断すること。

（イ）則 39 条の 2 に規定する社員については、次の者でなければならないこと。

・ （ア）の参加法人等の対象となり得る者であって、参加法人等になることを希望しない者

・ 医療連携推進区域において、大学等の医療従事者の養成機関の開設者

・ 地方自治体、医師会及び歯科医師会等の医療連携推進区域において、当該法人の医療連携推進業務に関する業務を行う者

また、認定申請の際には、（３）の基準に適合することを説明した書類、（４）に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、４（３）

ＰＯ法人、学校法人、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方自治体等が該当すること。また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は（３）なお書きに規定する財務諸表の確認や都道府県医療審議会の審議を経ること。

「介護事業等」としては、介護事業だけでなく、薬局、見守り等の生活支援事業等が該当すること。「地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者」としては、個人開業医、介護事業等を行う個人、参加法人になることを希望しない法人、大学等の医療従事者の養成機関の開設者、地方自治体、医師会、歯科医師会等が該当すること。また、認定申請の際には、（３）の基準に適合することを説明した書類、（４）に該当しないことを説明した書類等が必要となること。当該書類の様式等は、４（３）に示すものであること。

に示すものであること。

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。）

- ・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）

等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する参加法人等から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人等がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しな

② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け（ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等（社会福祉法に基づく社会福祉法人等）においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。）

- ・ 医療機関の開設（医療機関相互間の連携の推進に資するものに限る。）

等の業務であること。上記の各業務事項等についての留意事項は以下のとおりであること。

- ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。
- ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることは可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する社員から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。
- ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人（社員）がそれぞれ締結すること。
- ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しな

い場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。 - 資金の貸付け及び債務<u>の</u>保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。 <u>参加法人等</u>である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲で<u>かつ</u>、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。 <u>地域医療連携推進法人による病院等</u>の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。 - 地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。<u>ただし</u>、地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。 - 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要があるが、<u>一例</u>としては在籍型出向があり、これは、<u>出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向元事業主との雇用契約関係を有したまま出向先事業主に雇用させることから</u>、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、	しない場合が考えられること。なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。 - 資金の貸付け及び債務保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 54 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。 <u>社員</u>である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第 54 条に抵触しない範囲で、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。 <u>医療機関</u>の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。 - 地域医療連携推進法人の参加法人において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添 1）第 1 章「基本診療料」の第 2 部「入院料等」の通則 7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。地域医療連携推進法人の参加法人であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。 - 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要がある<u>こと。例えば、一つのパターン</u>としては在籍型出向があり、これは、<u>出向元事業主との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向先事業主に雇用させることを約して行われていることから</u>、労働者派遣には該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第 44 条により禁止される労働者供給事
--	---

（ア）労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

（イ）経営指導、技術指導の実施

（ウ）職業能力開発の一環として行う

（エ）企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等^{（イ）}同士又は同一参加法人等^{（イ）}内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人等^{（イ）}から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人等^{（イ）}が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

（法第30条の4第12項・医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」

業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、

ア）労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する

イ）経営指導、技術指導の実施

ウ）職業能力開発の一環として行う

エ）企業グループ内の人事交流の一環として行う

等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。

- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人同士又は同一参加法人内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。

また、当該申請に係る病院及び診療所が2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。

という。)第5条の4の2・則第30条の32の3関係) (2) 医療連携推進方針について(法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係) ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。 医療連携推進方針には、 ・ 医療連携推進区域 ・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等(参加病院等)の機能分担及び業務連携に関する事項 ・ 当該事項の目標に関する事項 ・ 運営方針・参加法人等に関する事項 を記載しなければならないこと。 その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点が必要かつ十分に記載されている必要があること。 併せて、参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。 なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもあり	(法第30条の4第10項・医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「令」という。)第5条の4の2・則第30条の32の3関係) (2) 医療連携推進方針について(法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係) ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。 医療連携推進方針には、 ・ 医療連携推進区域 ・ 参加法人が当該区域において開設する病院等(参加病院等)の機能分担及び業務連携に関する事項 ・ 当該事項の目標に関する事項 ・ 運営方針・参加法人に関する事項 を記載しなければならないこと。 その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点が必要かつ十分に記載されている必要があること。 併せて、参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。 なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもあり
--	---

える<u>こと</u>。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>になる場合であっても、参加病院等は、参加法人<u>等</u>がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人<u>等</u>のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人<u>等</u>になることもありえること。 ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、<u>あらかじめ、それぞれの構想区域における地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、</u>2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。 ③ (略) (3) 医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 <u>なお、当該一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに、地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するための一つの選択肢であることを踏まえ、予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいこと。</u> ①～③ (略)	える。また、ある医療法人等が複数の地域医療連携推進法人の参加法人になる場合であっても、参加病院等は、参加法人がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人になることもありえること。 ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。 ③ (略) (3) 医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 <u>(新設)</u> ①～③ (略)
--	---

<u>④ 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。</u> ⑤ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑥ 医療連携推進方針に（２）の事項を記載していること。 ⑦ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 ⑧ 社員は、（１）①に定める者に限る旨を定款で定めているものであること。 ⑨ 病院等を開設する参加法人等の数が２以上であり、病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。 ⑩ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 ⑪ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めにおいて、 ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 ⑫ 参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。 ⑬ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」	<u>（新設）</u> ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑤ 医療連携推進方針に（２）の事項を記載していること。 ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 ⑦ 社員は、<u>参加法人及び</u>（１）①で規定している者に限る旨を定款で定めているものであること。 ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が２以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。 ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 ⑩ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めが、 ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。 ⑪ 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。 ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会
--	---

という。)としない旨を定款で定めていること。(則第 39 条の 8 関係) <u>社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがあり社員等としない者とは、具体的に以下であること。</u> <u>(ア) 当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員</u> <u>(イ) 上記役員の配偶者又は三親等内の親族</u> <u>(ウ) 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主</u> <u>(エ) 上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族</u> <u>(オ) 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利団体の役員又は職員</u> <u>(カ) 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業の個人事業主</u> <u>(キ) (ア) ～ (カ) に類する者</u> <u>なお、(ア) ～ (カ) に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することには変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、(キ) については、例えば、(ア) ～ (カ) に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人等の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、(ア) 及び (オ) の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。</u> ⑭ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。 ・ 理事が 3 人以上 <u>及び</u> 監事が 1 人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。(則第 39 条の 9 関係) ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 ⑮ 代表理事を 1 人置いているものであること。	の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。(則第 39 条の 8 関係) ⑬ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。 ・ 理事 3 人以上 <u>・</u> 監事 1 人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。(則第 39 条の 9 関係) ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 ⑭ 代表理事を 1 人置いているものであること。
---	--

⑯ 理事会を置いているものであること。 ⑰ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。 - 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。<u>具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定されること。</u> - 参加法人等が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 - 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ⑱ 参加法人等が予算の決定又は変更、借入金<u>の借入れ、事業に係る重要な資産の処分、事業計画の決定又は変更、定款又は寄附行為の変更、法人の合併又は分割、解散又は事業の廃止その他の医療連携推進業務を行うに当たり</u>重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。<u>ただし、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合には、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除くことができること。</u> <u>なお、例えば、独立行政法人が参加法人等である場合は、その主務大臣及び独立行政法人の意思決定の自主性が尊重される必要があることも踏まえ、当該一般社団法人の意見について法的拘束力までではないことに留意すること。また、当該一般</u>	⑮ 理事会を置いているものであること。 ⑯ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。 - 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。 - 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 - 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ⑰ 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
--	--

社団法人に意見を求めなければならない重要な事項については、参加法人等の合意のもと定款にすべて具体的に明記すること。

⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

⑳ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

（削除）※第２ １（３）⑬へ移動

（削除）※第２ １（３）⑰へ移動

⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

⑲ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

なお、上記基準への適合を審査するに当たっては、以下の点に留意すること。

・ ⑫の社員等になれない者とは、具体的に以下であること。

イ 当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

ロ 上記役員の配偶者又は三親等内の親族

ハ 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

ニ 上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族

ホ 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員

ヘ 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主

ト 「イ」～「ヘ」に類する者

なお、「イ」～「ヘ」に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することに変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、「ト」については、例えば、「イ」～「ヘ」に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、「イ」及び「ホ」の「営利団体」には、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。

・ ⑯の地域医療連携推進評議会の構成に関して、具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治

域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。 医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。 不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。 誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円 以下の過料に処されること。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとすること。 (6) (略) 2 地域医療連携推進法人の業務等について (1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第 70 条の 7 関係） 地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人等の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。 その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人等は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。	域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。 医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。 不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。 誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、10 万円の過料に処されること。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとすること。 (6) (略) 2 地域医療連携推進法人の業務等について (1) 地域医療連携推進法人の役割について（法第 70 条の 7 関係） 地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。 その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。
---	---

(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ① （略） ② 地域医療連携推進法人（<u>その定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。以下、②及び③において同じ。</u>）は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。 ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。 ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。 ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。 ③ 地域医療連携推進法人は、<u>以下に掲げる要件に該当する場合に限り、参加法人等（個人を除く。）</u>が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。 資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録	(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ① （略） ② 地域医療連携推進法人は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。 ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。 ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。 ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。 ③ 地域医療連携推進法人は、参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。 資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要であること。
---	---

等は不要であること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

④ 地域医療連携推進法人は、病院等又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければ、これらの開設の許可の申請を行うことができないこと。

認定都道府県知事は、当該確認等をするに当たって、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

（削除）

（削除）

⑤ 地域医療連携推進法人は、①から④以外にも幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、病院等の業務の連携に資するものがある必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

（３）～（４）（略）

また、貸付けの際は、以下を満たす必要があること。

- ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。
- ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。
- ・ 適正な利率が設定されていること。
- ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。

④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。

⑤ 地域医療連携推進法人は、④の確認を受けなければ、当該病院の開設の許可の申請等を行うことができないこと。

⑥ 認定都道府県知事は、④の確認等をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

⑦ これら以外にも、幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、医療機関の業務の連携に資するものである必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。

（３）～（４）（略）

(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第6条の5・法第70条の11関係） 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。 また、参加法人等^等は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。 (6) ～ (7) (略) (8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第70条の14・則第39条の22・<u>地域医療連携推進法人会計基準(平成29年厚生労働省令第19号)</u>関係） 地域医療連携推進法人は、法第6章第4節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。<u>その中で、地域医療連携推進法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされているものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、当該監査を要しないものであること。</u> ・ <u>定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。</u> ・ <u>以下の基準に該当しないこと。</u> <u>最終会計年度（法70条の14により読み替えて準用する法第51条第1項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であること。</u>	(5) 参加病院等の広告及び標章について（法第6条の5・法第70条の11関係） 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。 また、参加法人は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。 (6) ～ (7) (略) (8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第70条の14・則第39条の22関係） 地域医療連携推進法人は、法第6章第4節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。 <u>具体的事項については</u>、「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日医政発0321第5号厚生労働省医政局長通知）<u>のとおり</u>であること。
---	---

<u>また、貸借対照表及び損益計算書の作成については、地域医療連携推進法人会計基準及び「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）によるもの</u>であること。 (9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について（法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ <u>解散は、定款をもって定めた解散事由の発生、目的たる業務の成功の不能、社員総会の議決、社員の欠亡又は破産手続開始の決定によるもの</u>であること。 ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。 ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。 ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。 (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について（法第 70 条の 17 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、<u>設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法及び事業年度</u>）、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等に	(9) 地域医療連携推進法人の解散及び清算について（法第 70 条の 15・則第 39 条の 23 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 7 節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款をもって定めた解散事由の発生<u>等により解散するもの</u>であること。 ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。 ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。 ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。 (10) (略) 3 地域医療連携推進法人の監督について (1) 地域医療連携推進法人が定款において定める事項について（法第 70 条の 17 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地<u>等</u>）、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等について、定款において定めなければならないこと。
---	--

ついて、定款において定めなければならないこと。 (2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9（<u>第 1 項及び第 2 項を除く。</u>）の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ <u>定款の変更が、住所の変更等</u>の認可を要しない<u>ものである</u>ときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 ・ <u>定款の変更が、</u>地域医療連携推進法人自らが、<u>（ア）病院等を開設</u>又は<u>（イ）介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。</u> <u>（ア）の場合 当該病院等の診療科目、従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書</u> <u>（イ）の場合 当該施設の従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後 2 年間の事業計画及び予算書</u> <u>また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、重要な定款変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。</u> ・ <u>定款の変更が、（ウ）参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調</u>	(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・ 住所の変更等、<u>認可を要しない定款の変更をした</u>ときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 <u>また、</u>地域医療連携推進法人自らが<u>病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院</u>又は<u>介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、</u>重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。 <u>（新設）</u>
--	---

<u>達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資（この段落において「貸付等」という。）を行わない旨を定め、又は（エ）これを削除するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。</u> <u>（ウ）の場合 現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいらないことを証する書類</u> <u>（エ）の場合 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類</u> <u>また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、社員総会において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなる、又はできるよ</u> <u>うになることについて説明が行われていることを確認すること。</u> （３）地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係） 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。<u>ただし、代表理事を再任する場合には、当該認可を要しないこと。</u>認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。 認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （４）地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係） 地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法	（３）地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第 70 条の 19・則第 39 条の 27 関係） 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。 認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （４）地域医療連携推進法人の監督について（法第 70 条の 20 関係） 地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 63 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法
---	---

第 64 条)に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人<u>又は個人</u>と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。 (5)～(8)(略) 4 その他 (1) 施行日について 地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。 <u>令和 5 年改正法による地域医療連携推進法人に関する改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されること。</u> (2) 準備行為について(法第 71 条関係) 都道府県知事は、<u>令和 5 年改正法による改正の施行の日(令和 6 年 4 月 1 日)</u>前においても、<u>個人立の病院等が参加する地域医療連携推進法人に係る</u>医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。 (3) 医療連携推進認定の申請<u>等</u>に係る添付書類等について ①～②(略) <u>③ 資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める定款変更の認可申請書に添付する書類は別添様式を用いること。</u>	第 64 条)に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。 (5)～(8)(略) 4 その他 (1) 施行日について 地域医療連携推進法人に関する各法令の規定は、平成 29 年 4 月 2 日から施行されること。 (2) 準備行為について(法第 71 条関係) 都道府県知事は、施行の日(平成 29 年 4 月 2 日)前においても、医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。 (3) 医療連携推進認定の申請に係る添付書類等について ①～②(略) <u>(新設)</u>
---	---

別添 9 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと及び出資を受けている事業者がいないことを証する書類

別添 1

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
2. 参加法人等
3. 理念・運営方針
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が

(新設)

別添 1

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
2. 参加法人
3. 理念・運営方針
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が

実施する機能分担及び業務連携について記載すること。 ○ 「５」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 2 (略) 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと (第 3 号) (略) (経理等に関する明細表) ①～⑧ (略) (記載上の注意事項) ○ 各欄共通 (略)	実施する機能分担及び業務連携について記載すること。 ○ 「５」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。 別添 2 (略) 別添 3 医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 1 ～ 2 (略) 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと (第 3 号) (略) (経理等に関する明細表) ①～⑧ (略) (記載上の注意事項) ○ 各欄共通 (略)
--	--

○ 「① 社員等の施設の利用明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 (3) ～ (4) (略) ○ 「② 社員等に対する貸付金の明細」 (略) ○ 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 ○ 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」 (略) ○ 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人<u>等</u>であれば「参加法人<u>等</u>」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載す	○ 「① 社員等の施設の利用明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 (3) ～ (4) (略) ○ 「② 社員等に対する貸付金の明細」 (略) ○ 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。 ○ 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」 (略) ○ 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」 (1) (略) (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載するこ
---	---

ること。

(3) (略)

○ 「⑥ 社員等からの借入金の明細」

(1) ～ (4) (略)

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) (略)

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人等であれば「参加法人等」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」
(略)

4 参加法人等の構成等 (第8号、第11号)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人 <u>等</u>			①
			②

と。

(3) (略)

○ 「⑥ 社員等からの借入金の明細」

(1) ～ (4) (略)

(5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。

○ 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」

(1) (略)

(2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。

○ 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」
(略)

4 参加法人の構成等 (第8号、第11号)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人			①
			②

介護施設等を 開設する参加 法人等			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人等の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(①+②) > (③+④)$		
参加法人等の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

5 各役員の親族等の割合が役員総数の 3 分の 1 を超えないこと (第 13 号口)
(略)

別添 4 ～ 8
(略)

介護施設等を 開設する参加 法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)	$(②+②) > (③+④)$		
参加法人の議決権の構成割合 (第 11 号)	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

5 各役員の親族等の割合が役員総数の 3 分の 1 を超えないこと (第 13 号口)
(略)

別添 4 ～ 8
(略)

別添 9

参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として
現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと並び
に出資を受けている事業者がいないことを証する書類

<u>区 分</u>	<u>事実の有無</u>
<u>参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を 調達するための支援として、</u>	
① <u>資金の貸付けをしている</u>	<u>有・無</u>
② <u>債務の保証をしている</u>	<u>有・無</u>
③ <u>基金を引き受ける者の募集をしている</u>	<u>有・無</u>
④ <u>当法人から出資を受けている事業者がいる</u>	<u>有・無</u>

(記載上の注意事項)

○ 現在の状況について記載すること。

○ ③の「基金を引き受ける者の募集」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律第131条の規定によるものをいう。

(新設)